

【国旗及び国歌に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

なお、本特別委員会付託の請願12種類79件はいずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国旗及び国歌に関する法律案は、長年の慣行により、日章旗及び君が代がそれぞれ国旗及び国歌として国民の間に広く定着していることを踏まえ、成文法にその根拠を明確に規定しようとするものであり、その主な内容は、国旗を日章旗とし、その制式を定めること、国歌を君が代とし、その歌詞及び楽曲を定めることである。

本法律案については、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、小渕内閣総理大臣ほか関係大臣等に対し質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取、また、宮城県及び愛知県の両県に委員を派遣しての地方公聴会、さらに中央公聴会を実施するなど、連日にわたり精力的に審議が行われた。

委員会における主な質疑の内容は、国旗及び国歌を法制化する理由、日の丸及び君が代の歴史認識、君が代の歌詞に関する政府解釈とその効力、法制化が学校教育に与える影響、学習指導要領における国旗及び国歌の取り扱い、入学式及び卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱と内心の自由との関係、指導要録等における児童生徒の評価の取り扱い、教職員に対する職務命令の在り方等である。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会を代表して江田理事より、題名を「国旗法」とし、国歌に関する規定を削除すること等を内容とする修正案が提出された。

次いで、討論に入り、日本共産党を代表して阿部委員より原案及び修正案に反対、参議院の会の山崎委員より原案に賛成、修正案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して山本委員より原案及び修正案に反対の意見が述べられた。

討論を終局し、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決した。

(2) 委員会経過

○平成11年7月28日（水）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成11年7月29日（木）（第2回）

○国旗及び国歌に関する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）について野中内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年7月30日（金）（第3回）

- 国旗及び国歌に関する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）について野中内閣官房長官、有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- また、同法律案審査のため委員派遣を行うこと及び参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年8月2日（月）（第4回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国旗及び国歌に関する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）について野中内閣官房長官、有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年8月3日（火）（第5回）

- 国旗及び国歌に関する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）について参考人東京大学大学院総合文化研究科教授石田英敬君、武蔵野女子大学教授杉原誠四郎君、明星大学人文学部教授・感性教育研究所所長高橋史朗君及び中央大学教授・東京大学名誉教授・前日本教育学会会長堀尾輝久君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年8月5日（木）（第6回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 国旗及び国歌に関する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成11年8月6日（金）（第7回）

- 国旗及び国歌に関する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）について野中内閣官房長官、有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

○平成11年8月9日（月）（第8回）

- 国旗及び国歌に関する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）について小渕内閣総理大臣及び野中内閣官房長官に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第115号） 賛成会派 自民、民主の一部、公明、自由、参院
反対会派 民主の一部、共産、社民

○平成11年8月9日（月）（公聴会 第1回）

- 国旗及び国歌に関する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

埼玉大学教養学部教授	長谷川三千子君
新潟国際情報大学教授	石川 眞澄君
財団法人日本オリンピック委員会副会長	上田 宗良君

○平成11年8月13日（金）（第9回）

○請願第3924号外78件を審査した。

(3) 成立議案の要旨

国旗及び国歌に関する法律案（閣法第115号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 国旗は日章旗とすることとし、その制式を定めること。
- 2 国歌は君が代とすることとし、その歌詞及び楽曲を定めること。
- 3 この法律は、公布の日から施行すること。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
115	国旗及び国歌に関する法律案	衆	11. 6.11	11. 7.28	11. 8. 9 可決	11. 8. 9 可決	11. 6.29 内閣	11. 7.21 可決	11. 7.22 可決
○11. 7. 28 参本会議趣旨説明 ○11. 6.29 衆本会議趣旨説明 ○11. 8. 9 峰崎直樹君外1名修正案提出 8. 9 否決									